

盛岡市こども計画(概要版)(案)

令和7年(2025年)～令和11年(2029年)

～こどもまんなか盛岡市 描く未来はこどもの笑顔 みんなが子育てパートナー～



令和__年__月
盛岡市

1 計画の策定

1 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づき、盛岡市における「市町村こども計画」として、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、地域社会全体でこども施策を推進するために策定するものです。

また、本計画は、盛岡市のまちづくりの基本指針である盛岡市総合計画や、保健福祉分野を推進するための総括的な計画である盛岡市地域福祉計画などの関連計画との整合性を図りながら推進します。

「こどもまんなか社会」の実現



こども・若者の権利を尊重する行動の実践

こども・若者の最善の利益が考慮される	こども・若者がどんな理由でも差別されない
こども・若者が能力を伸ばし健やかに成長できる	こども・若者の意見や社会参加を大人が尊重する



こども計画に基づくこども施策の推進

2 計画期間

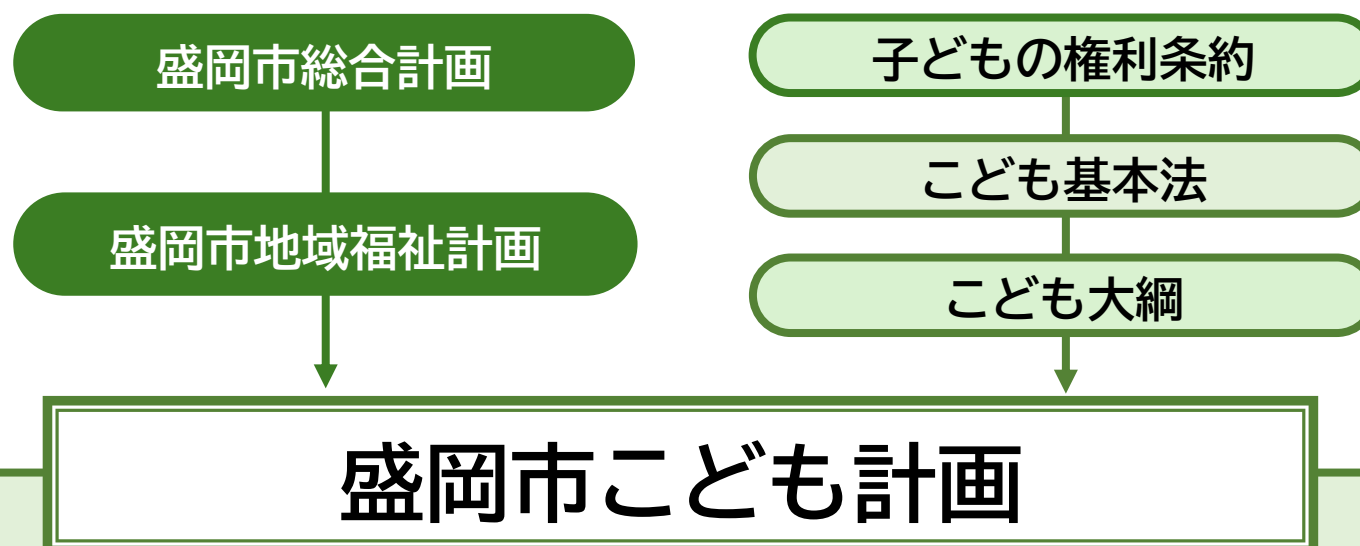
令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

これは、こども基本法の施行後5年を目途にこども施策の見直しが行われる見込みのため、それに合わせて本計画を見直すことを想定しているためです。

1 計画の策定

3 本市が定める他の計画や法令等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である**盛岡市総合計画**や、保健福祉分野を推進するための総括的な計画である**盛岡市地域福祉計画**をはじめとする他の関連計画との整合を図るとともに、憲法や**子どもの権利条約**の精神にのっとり国が定める**こども基本法**と、**こども大綱**に基づく方針や施策の内容のほか、岩手県が定める関連計画の内容を踏まえながら推進します。



こども計画に含まれる計画・施策	根拠法律等
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
次世代育成支援対策推進行動計画	次世代育成支援対策推進法
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法
子どもの未来応援プラン	子どもの貧困対策の推進に関する法律
児童の放課後の居場所づくりに関する方針	新・放課後子ども総合プラン



連携する本市の関連計画

(仮称) 障がい者基本計画

介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画

もりおか健康21プラン

自殺対策推進計画

食育推進計画

男女共同参画推進計画

教育振興基本計画

スポーツ推進計画

もりおか子どもの読書活動推進計画



関連する県の計画

いわて子どもプラン



子育て分野における県の主要計画

岩手県子ども子育て支援事業支援計画

岩手県子どもの幸せ応援計画

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画

岩手県社会的養育推進計画

岩手県児童虐待防止アクションプラン

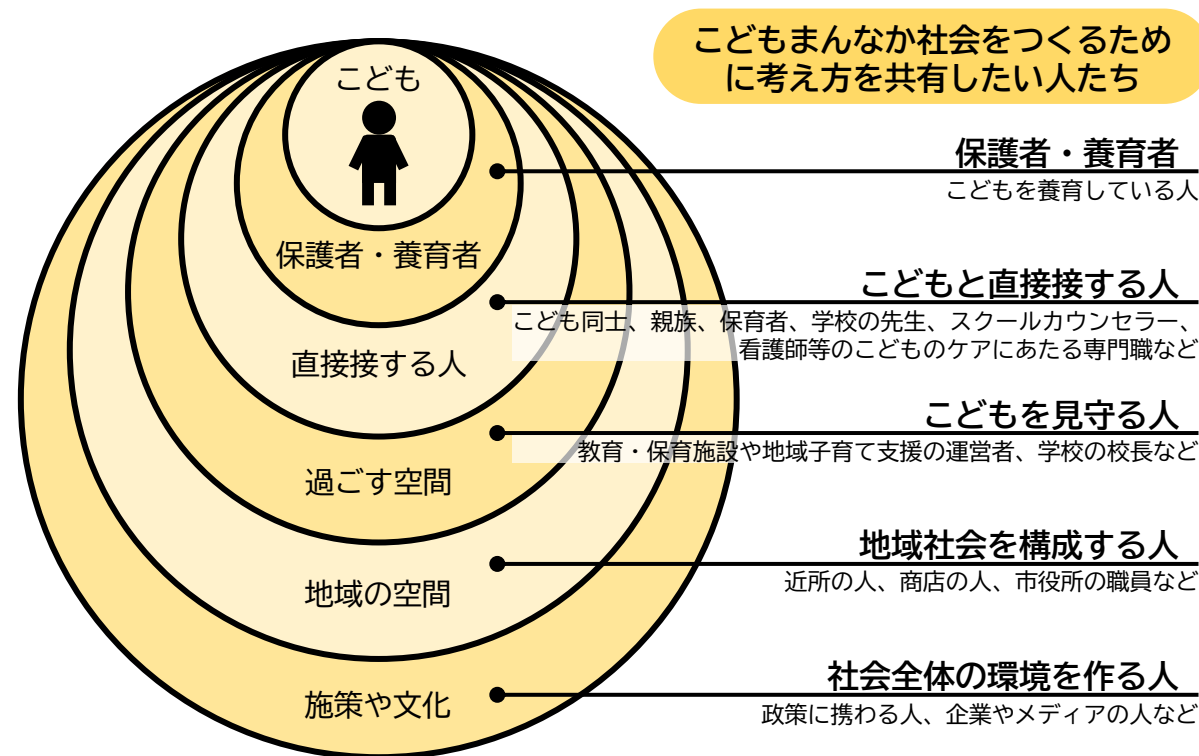
1 計画の策定

4 計画の対象

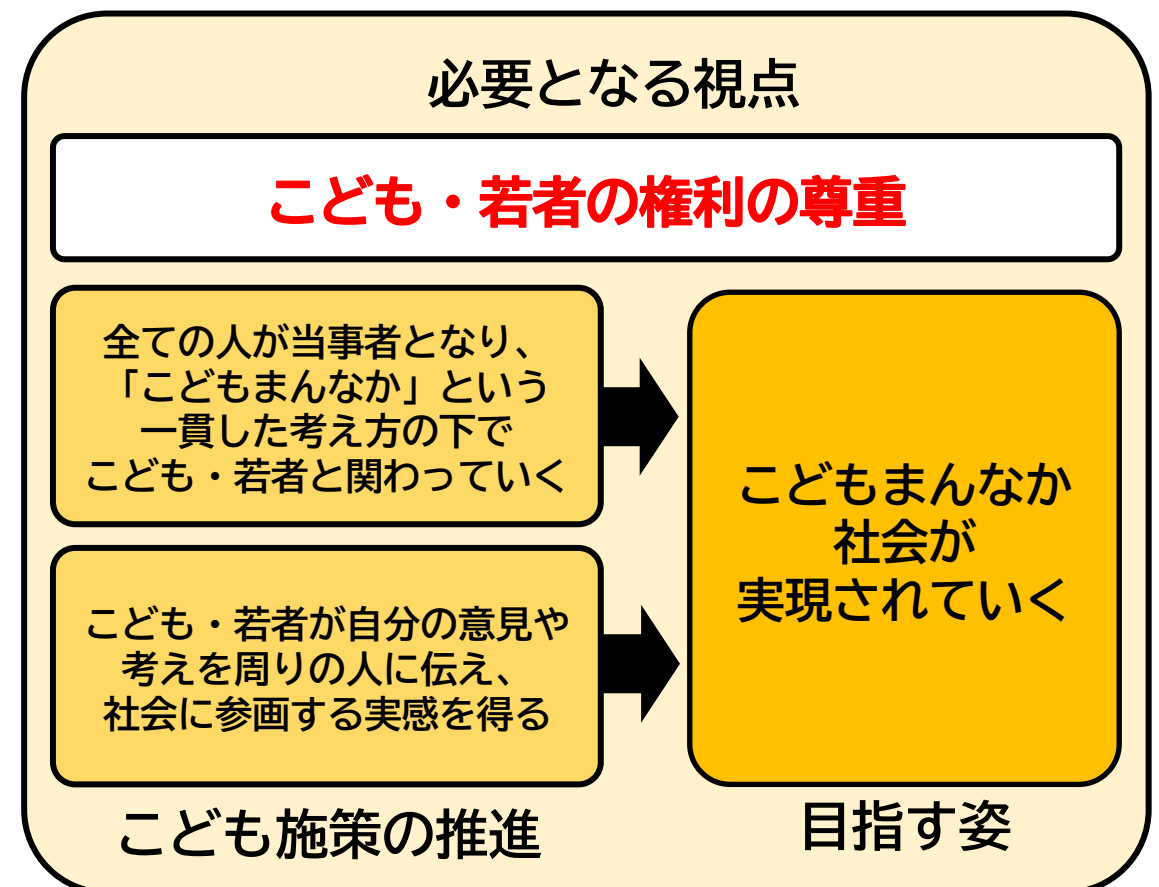
本計画は、**全てのこどもとその子育て家庭**(妊娠・出産期を含みます。)、**及び若者**(おおむね12歳から30歳までとし、施策によっては39歳までを含みます。)**を主たる対象とします**。また、こどもまんなか社会の実現のためには、あらゆる主体がこども・若者の権利を尊重する行動をとる必要があるため、事業によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

なお、本計画では、「**こども**」という言葉**を18歳や20歳といった特定の年齢で区切らずに**、「心身の発達の過程にある者」という意味で用い、特定の年齢で必要なサポートが途切れないように推進します。

それぞれのこどもから見た
「こどもまんなかチャート」



※「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会（第5回）資料を基に作成

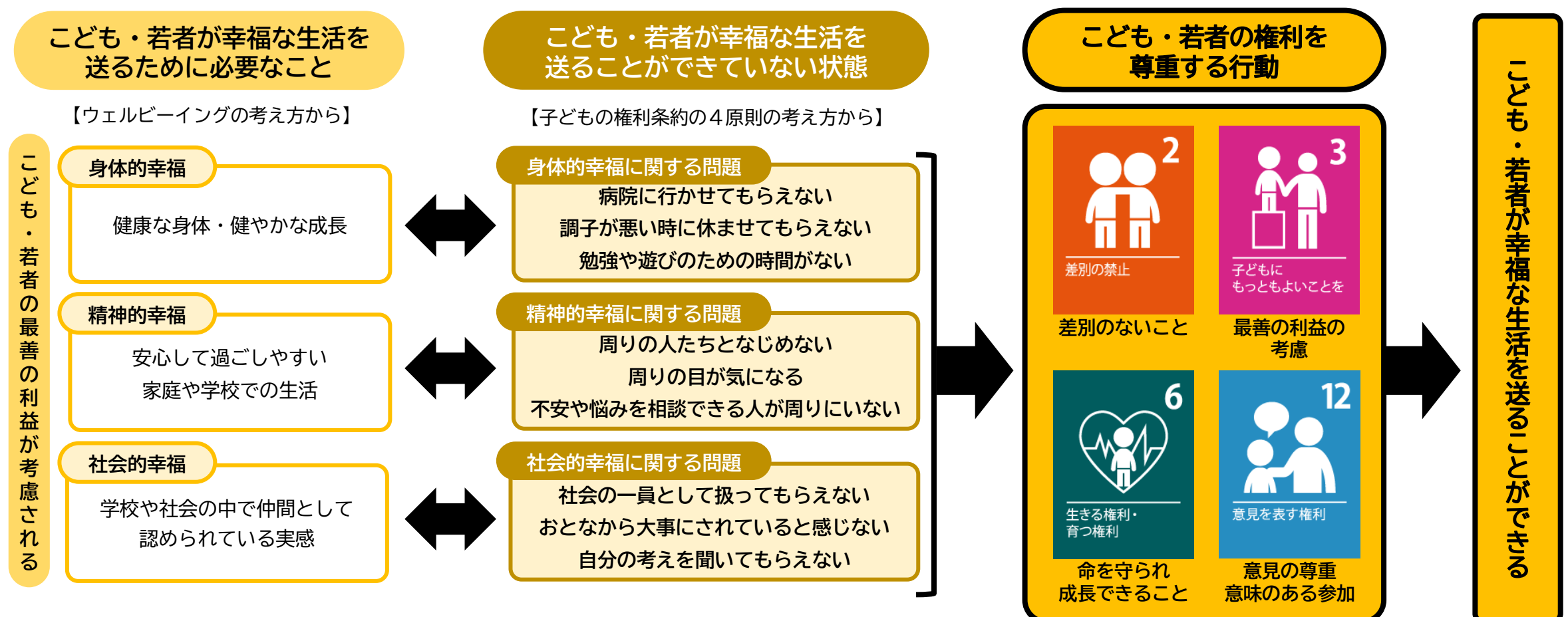


1 計画の策定

5 こども・若者の権利の保障

こども・若者の権利は、こども・若者一人ひとりが生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利（基本的人権）です。その保障のために、こども・若者も大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

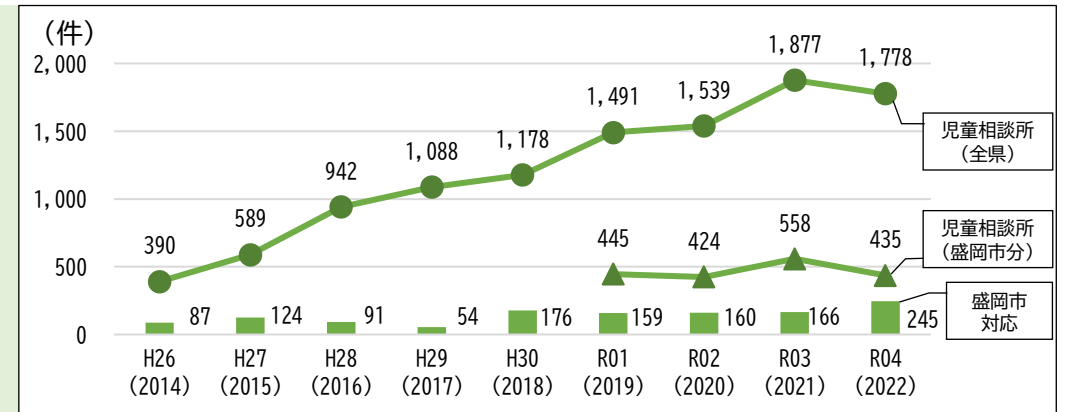
本計画は、こどもまんなか社会の実現に向け、市民一人ひとりがこども・若者の権利を尊重して行動することや、こども・若者が自分の意見や考えを大人に伝え、社会参画の実感を得られる機会の創出を促進するため、こども・若者の権利を大切にす意識の向上を目指します。



2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

1 児童虐待相談の受理件数の増加

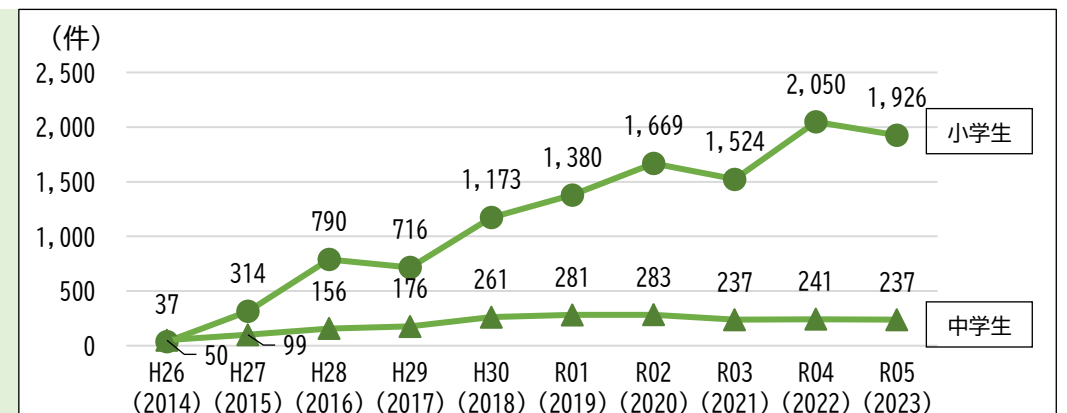
本市のこども家庭センターで受理した件数と、岩手県の児童相談所で受理した本市の件数を合算すると、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までにおいて、**約12.6%増加**（岩手県全体では約19%増加）しています。



※平成30年度（2018年度）以前の児童相談所（盛岡市分）は集計されていないため、数値はありません。

2 いじめの認知件数の状況

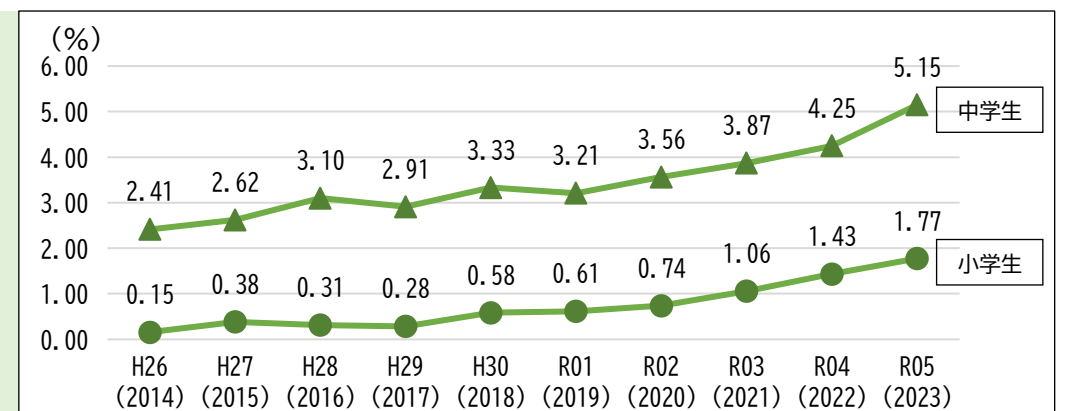
令和元年度（2019年度）以降、小学校におけるいじめの認知件数が**増加傾向**にあり、中学校におけるいじめの認知件数は**横ばいの状況**にあります。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

3 不登校の発生率の上昇

小・中学校における不登校率は、いずれも増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）において、**中学生の約5%、小学生の2%弱が不登校**となっています。

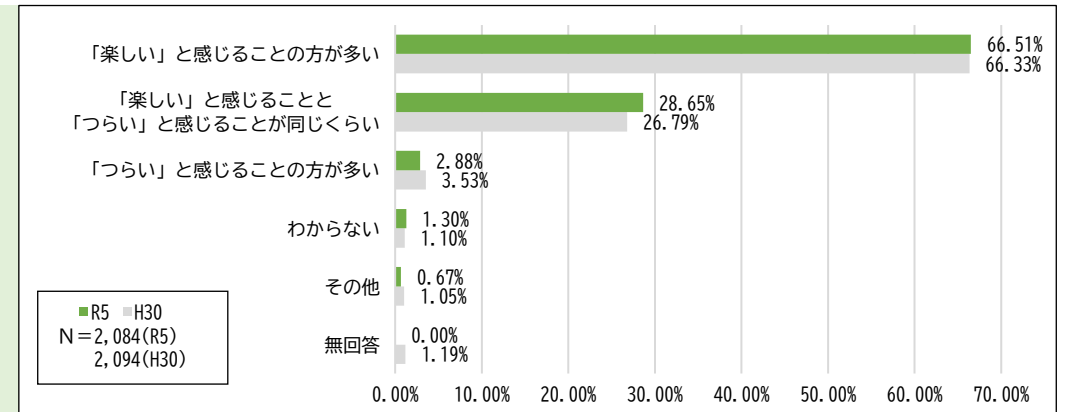


資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

4 子育てに対して感じる気持ち

本市が実施したアンケート調査において、乳幼児期のこどもの**保護者の約3割**は、子育てを「楽しい」と感じるものと比べて、「**つらい**」と感じることが多い・同じくらいと回答する結果となりました。

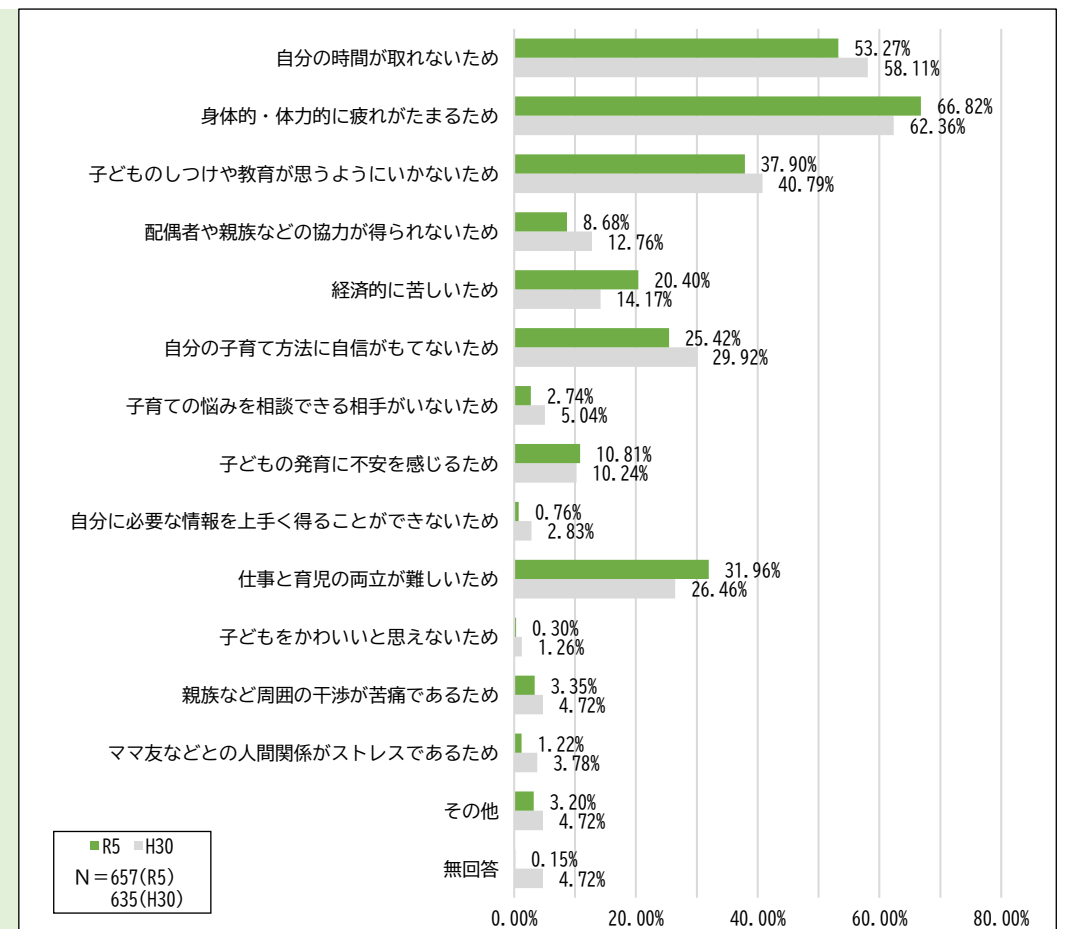


5 子育てを「つらい」と感じる理由

子育てを「つらい」と感じる理由として、「**自分の時間が取れないため**」、「**身体的・体力的に疲れがたまるため**」、「**子どものしつけや教育が思うようにいかないため**」が多い結果となりました。

今回の調査と前回の調査（平成30年度(2018年度)）の結果を比較すると、「**身体的・体力的に疲れがたまるため**」、「**経済的に苦しいため**」、「**仕事と育児の両立が難しいため**」の割合がそれぞれ増加しました。

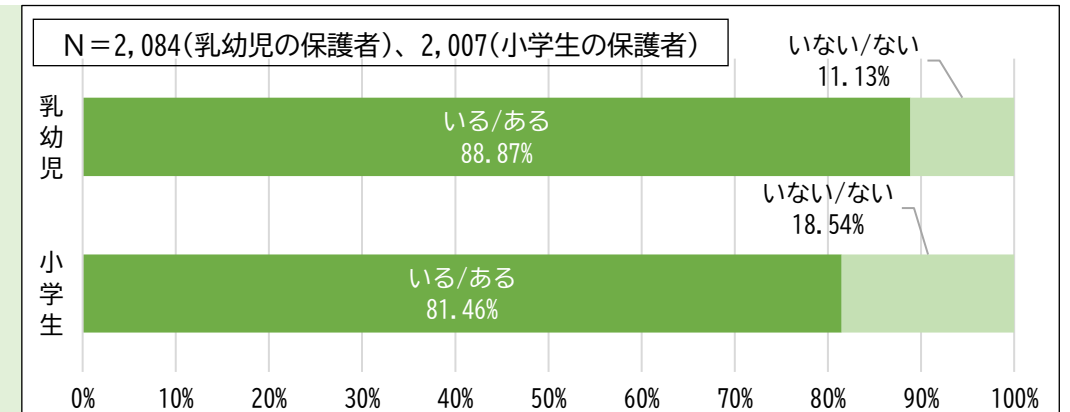
また、小学生の保護者に対するアンケート結果においても、同様の結果となっています。



2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

6 子育てや教育について気軽に相談できる人や相談できる場所

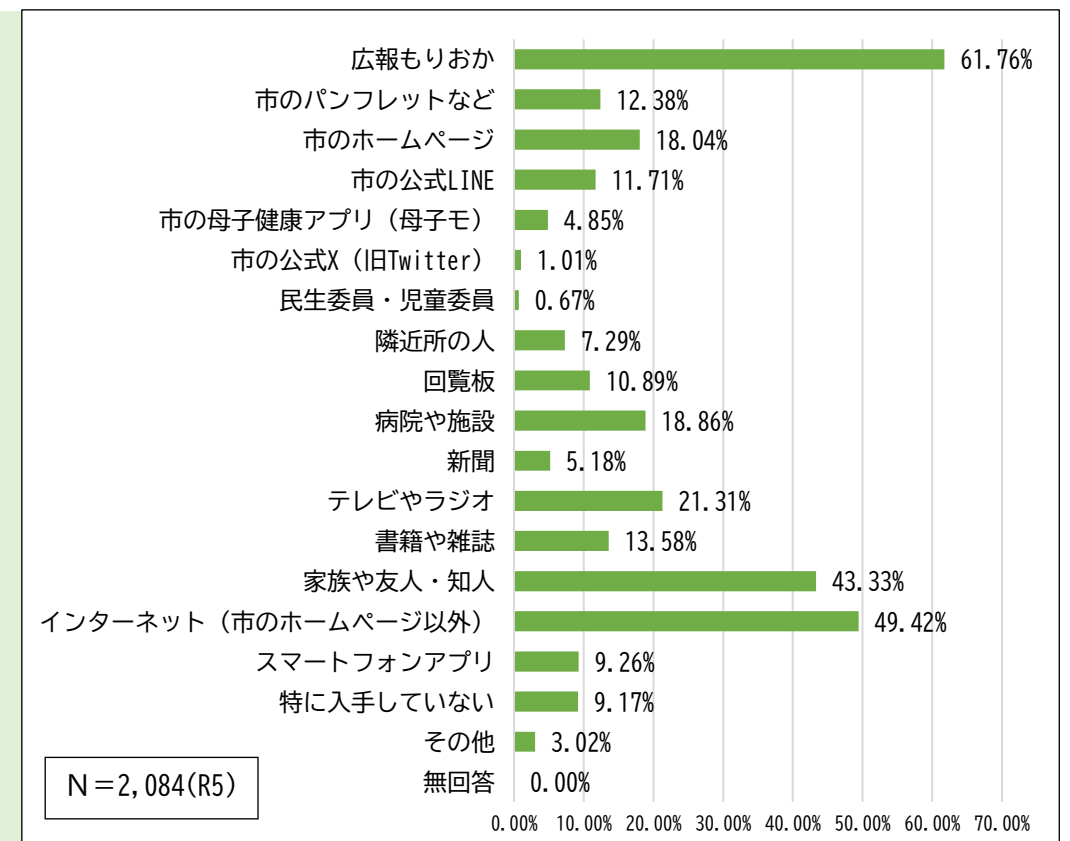
本市が実施したアンケート調査において、**乳幼児期のこどもの保護者の約1割、小学生の保護者の2割弱**が、子育てや教育について気軽に相談できる人や相談できる場所が**「いない／ない」**と回答する結果となりました。



7 子育てや教育に関する情報の入手方法

乳幼児期のこどもの保護者の子育てや教育に関する情報の入手方法については、「広報もりおか」や「インターネット（市のホームページ以外）」、「家族や友人・知人」と回答した割合が高い結果となりました。

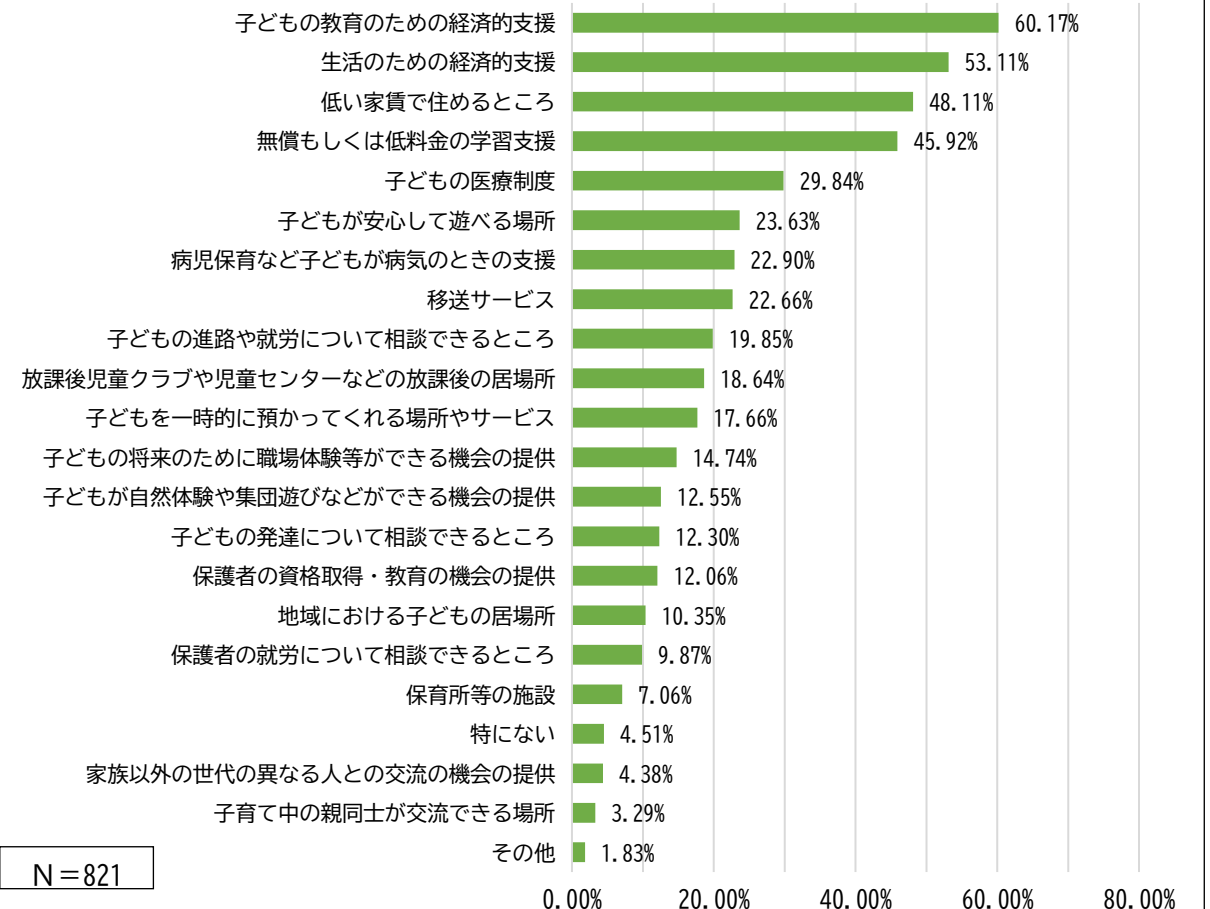
また、主にスマートフォンを使用して情報を入手する方法である**「市の公式LINE」**や**「市の母子健康アプリ（母子モ）」**、「市の公式X（旧Twitter）」の割合は、スマートフォンの普及状況に対して、いずれも低い水準となりました。



2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

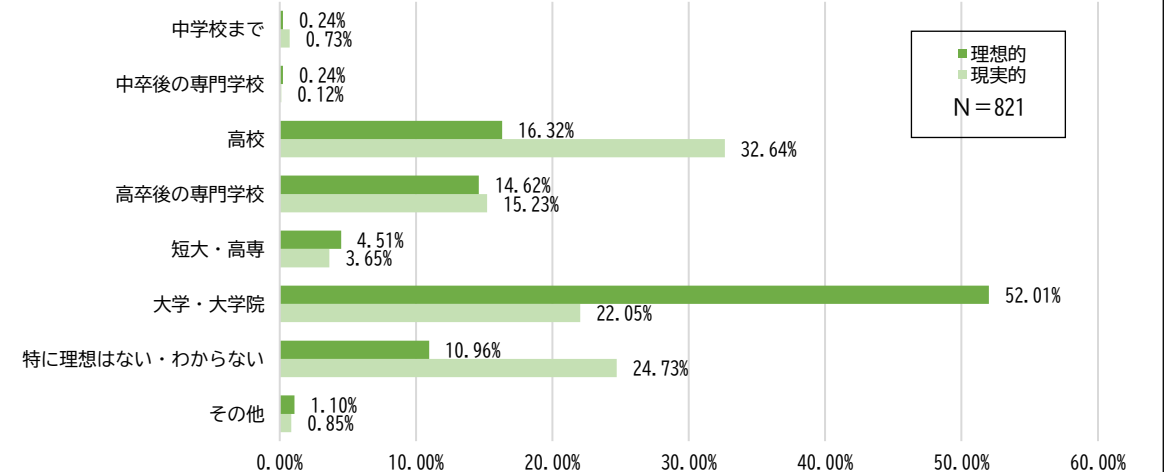
8 充実してほしいと考える子育てサービス（ひとり親家庭）

本市がひとり親家庭を対象に実施したアンケート調査において、ひとり親家庭の保護者が充実してほしいと考える子育てサービスとして、「子どもの教育のための経済的支援」、「生活のための経済的支援」、「低い家賃で住めるところ」、「無償もしくは低料金の学習支援」と、**お金に関する項目が上位に並ぶ結果**となり、「子どもの医療制度」、「子どもが安心して遊べる場所」、「病児保育などの子どもが病気の時の支援」と続く結果になりました。



9 一番下のこどもが進む学校の段階（ひとり親家庭）

ひとり親家庭が「**理想的**」と考える進学については、「**大学・大学院**」と回答する割合が約半数を占め、「**現実的**」に考える進学については、「**高校**」が約3分の1、「**特に理想はない・わからない**」が約4分の1、と続く結果となりました。



2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

10 こどもたちが考える「こどもまんなか社会」

こども大綱で示された「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿をテーマとして、「こどもまんなか社会」が具体的にはどのような社会なのか、また、どうすれば実現することができるのかについて、ワークショップ形式で考えていただいたところ、次のような意見が出されました。

こどもの「個性・多様性が受け入れられる」ために必要なことは？

こどもたちは、個性や多様性に関し、**情報だけでなく実際に触れる機会が大事である**と感じており、親をはじめとする**周りの大人から、個性や多様性に関するこどもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話**の機会が必要だと感じています。

こどもが生き抜く力を得るための「様々な遊びや学び、体験」に必要なことは？

こどもたちは、様々な遊びや学び、体験を通じて生き抜く力を得るためには、**自分とは異なる多くの世代とのつながりや、環境や生活習慣の異なる他の都市や外国について知る機会**、自分の生まれ育った**盛岡をより広く、より深く知る機会**を求めるとともに、**こども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会**が必要だと感じています。

こどもが「夢や希望を叶えるチャレンジ」ができる環境に必要なことは？

こどもたちは、夢や希望を叶えるチャレンジができる環境について、大人から**経験談を聞いたり、自分たちの考えを聞いてもらったり**しながら、大人と一緒に考える機会や、**夢や希望が否定されず、チャレンジすることを認めてもらい、大人からサポートが受けられること**が必要だと感じています。

こどもが「固定観念や価値観を押し付けられない」ようにするために必要なことは？

こどもたちは、固定観念や価値観を押し付けられないようにするためには、親や周りの大人が**こどもの意見をきちんと聞き、互いに尊重しあえる**ように大人が変わっていくことや、**大人とこどもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在**がいること、大人が持っている**固定観念とはどんなものなのかを知る機会**を持つことが必要だと感じています。

2 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

こどもが「意見を表明し、社会に参画できる」ようになるために必要なことは？

こどもたちは、意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、自分たちが考えていることを大人が受け止められるようになることや、こどもたちが大人と一緒にになって、社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られることが必要であると感じています。

こどもが「困難な状況から守られる」ために必要なことは？

こどもたちは、困難な状況から守られるためには、困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくることや、困難に直面した場合の乗り越え方について知る機会や考える機会が得られること、自分が助けを求めやすくなるとともに、他の人の助けをほしい気持ちを受け取ることができるようになることが必要だと感じています。

こどもの「不安や悩みの解決」について、どんなことを感じているか？

こどもたちは、不安や悩みを大人に相談できずにつらい思いをしていることや、色々な気持ちが混ざり合っていることを大人に知ってもらおうこと、解決することができる人を選んで相談することが必要となっていることを感じています。

こどもが「働くこと、親になることへの夢や希望」を持つために必要なことは？

こどもたちは、働くことへの夢や希望を持つためには、地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会を得ることや、選択肢の幅が増えること、離れたところで働いていても盛岡との関わりが得られることが必要だと感じています。

また、親になることへの夢や希望を持つためには、結婚後も魅力的な生き方をしている大人が近くにいることや、こどもを一番に考える生き方を大人の姿から学ぶこと、現代における結婚についてのイメージを世代間で共有することが必要だと感じています。

ワークショップに参加したこどもたちの人数

小学5・6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計
82人	52人	56人	112人	172人	167人	132人	773人

3 計画の推進体系

1 基本理念

こどもまんなか盛岡市 描く未来はこどもの笑顔 みんなが子育てパートナー

こどもまんなか盛岡市

各フレーズの示す内容

本市の未来を支えていくこども・若者が、将来にわたって
幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の
実現を目指すことを示します。

描く未来はこどもの笑顔

一人ひとりのこども・若者が希望を叶える未来のために最
も良いことが何なのかについて、こども・若者の声を聴き
ながら、大人が考え、こども・若者の笑顔のために行動す
ることを示します。

みんなが子育てパートナー

地域のあらゆる主体によるこども・若者と子育てのサポー
トの充実を通じ、子育てのパートナーと呼ぶことができる
存在を増やしていくことにより、地域全体で子育てにやさ
しいまちを目指すことを示します。

3 計画の推進体系

2 基本目標

基本目標 ①

全てのこども・若者が
健やかに成長し、
安心して子育てができる環境づくり

充実した母子保健と教育・保育を受けながら、こども・若者が健やかに成長することができ、**こどもを安心して生み育てることができる**環境づくりを行います。

基本目標 ②

全てのこども・若者が活躍し、
希望を叶えていくことができる
環境づくり

こども・若者が**多様な価値観に出会い、互いを尊重しあう**ことを学びながら、大人と一緒に考え、活躍する経験を通じて、**自らの希望を叶えていくことができる**環境づくりを行います。

基本目標 ③

全てのこども・若者が、
困難に対する支援を受けることが
できる環境づくり

こども・若者が**不安や悩み**を抱えたときや、**困難な状況**に陥ったときに助けられ、差別や孤立、貧困に陥ることなく**安全・安心に暮らすことができる**環境づくりを行います。

基本目標 ④

地域全体で
子育てへの不安や負担を軽減する
ための環境づくり

地域全体が協力して、出産と子育てに関する**不安や負担を軽減**するための支援を提供することにより、**子育てにやさしいまちづくり**を推進します。

基本目標 ⑤

全てのこども・若者の権利が
大切にされ、幸福な生活を送る
ことができる環境づくり

こども・若者の**権利の理解と尊重**が促進され、**意見表明の機会**が確保されるとともに、こども・若者の**権利侵害を防止し、侵害から救済する**ための環境づくりを行います。

3 計画の推進体系

基本目標 1

全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

基本施策

施策の方向性

切れ目のない 母子保健の充実

妊娠期から出産、子育て期までにおける母親と、出生から乳幼児期までにおけるこどもを対象とする健康診査や、保健指導の充実を進めるとともに、一貫して身近で相談に応じる体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と、こどもが健やかに育つ環境の整備を推進します。

こども・若者の ための医療体制の確保

夜間や休日などにおける初期救急を確保するための体制を整えるとともに、医療費の負担を軽減するための支援を行うことにより、医療が必要なこども・若者の治療の機会を確保し、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。

幼児教育・保育の充実 と質の向上

全てのこどもの健やかな育ちを保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育と子育て支援を提供することができるように、職員の専門性の向上を図りながら、保育士を確保するための経済的支援や、潜在保育士の就労支援の取組を継続します。
また、各家庭の状況に応じた子育て支援のための取組を行うとともに、こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

子育てを応援するた めの支援の充実

こどもの一時的な預かりや相談などの子育て支援を必要とする際に、どの子育て世帯も身近な地域で利用することができるように、子育て支援の提供体制の整備と、子育てを応援する主体や情報提供の充実を推進します。

安全・安心な地域環境 の整備

こども・若者の生命を守り、犯罪被害や災害、事故からの安全を確保することによって、全てのこども・若者が健やかに成長するための対策を推進します。
また、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進します。

3 計画の推進体系

基本目標 1

全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

基本施策	目標指標	R 5 現状値	R 11 目標値
切れ目のない母子保健の 充実	妊婦健康診査受診率	98.9%	98.9%
	3歳児健康診査受診率	100%	100%
こども・若者のための 医療体制の確保	医療費助成の1人当たりの給付金額	29,235円	29,235円
幼児教育・保育の充実と 質の向上	1月1日時点における待機児童数	0人	0人
子育てを応援するための 支援の充実	市公式LINEのこども・子育て情報メニュー登録率 (18歳以下のこどもが属する世帯数に対するこども・子育て情報メニューの登録者数)	9.28%	60%
安全・安心な地域環境の 整備	巡回活動への補導委員等の参加延べ人数	1,102人	1,102人

3 計画の推進体系

基本目標2

全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

基本施策

施策の方向性

こども・若者の活躍の支援

こども・若者の異文化や多様な価値観への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や国際交流を推進するとともに、こども・若者が主体的に社会に関わる体験をすることができる機会を創出します。
また、心身の発達に応じた教育及び学習により、こども・若者が、男女平等の理念や性別等の多様性に関する理解を深めるとともに、こどもに身近な存在である教職員等をはじめとする様々な世代が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないようにするための取組を推進します。

充実した学校教育の推進

児童生徒の資質・能力の向上や、多様な意見を認め合うことに価値を感じるようになっていくための活動を展開するとともに、学校施設の環境向上に計画的に取り組めます。
また、不登校のこどもを含む全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるように図るとともに、いじめを認知した場合における早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進などの対策を行います。

こども・若者の居場所づくり

児童センターは、各小学校区に設置されているという地理的利便性や、その拠点性、多機能性、地域性を活かし、環境整備や運営面での質の向上を図り、体制を整えていきます。放課後児童クラブは、放課後の居場所のニーズに対しての重要性が高いことから、必要とする児童が通うことができるよう事業の拡大と質の向上を支援していきます。
こども食堂は、多くの小学校区において未設置となっていることから、開設を予定している団体等に対して、ニーズの周知と開設支援を実施していきます。こども・若者の新たな居場所づくりについては、施設の在り方やニーズについて、こども・若者の意見を聴きながら実践していきます。

こども・若者の自己形成支援

発達段階に応じて、こどもや保護者に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小中学校等においても給食を通じた食への理解と関心を高める取組を行います。
また、こども・若者が身近で気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるとともに、将来の健康の維持につなげるための取組や、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくための読書活動のほか、地域における多様な世代との活動、こども・若者が社会に関わっていく活動を推進します。

若者の就労支援

こども・若者が社会的・職業的に自立していくことの重要性について学ぶ機会を充実させるとともに、職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図ります。また、地元での就職への関心を高めるため、インターンシップ事業や地元企業で働く若手社員の実体験に触れる機会をつくり出します。
若者の職業的自立に向けた実践的な能力を身に付けるための取組や、若者へのきめ細やかな職業相談や職業意識の啓発を行うとともに、若年無業者（ニート）の社会的自立の支援を行います。

3 計画の推進体系

基本目標2
全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

基本施策	目標指標	R 5 現状値	R11目標値
こども・若者の 活躍の支援	子ども未来基金への寄附件数	5 件	30件
	こどもみらいファンドによる取組件数	なし	5 件
充実した学校教育 の推進	認知したいじめが解消した割合	小学校 98.8% 中学校 98.2%	小学校 100% 中学校 100%
	学校内外の機関等で相談・指導を受けている 不登校児童生徒の割合	小学校 72.3% 中学校 69.6%	小学校 80.0% 中学校 80.0%
こども・若者の 居場所づくり	放課後児童クラブを利用できなかった児童数 (5月1日時点)	35人	0 人
	こども食堂が開設された小学校区数	19小学校区	39小学校区
こども・若者の 自己形成支援	朝食を毎日食べる人の割合	小学生 81.3% 中学生 80.0% 成人 64.9%	小学生 85.0% 中学生 85.0% 成人 85.0%
	食育の指導を行った保育所・幼稚園の割合	97.2%	(調整中)
	運動が好きな児童生徒の割合	小学生 92.5% 中学生 85.0%	小学生 95.0% 中学生 90.0%
	毎日一定の時間に就寝する児童生徒の割合	小学生 85.2%(R6) 中学生 83.4%(R6)	小学生 88.0% 中学生 88.0%
若者の就労支援	県内大学卒業者の県内就職率	39.1%	42.0%
	盛岡公共職業安定所管内の就職を希望する 高校生の県内就職率	68.2%	71.6%

3 計画の推進体系

基本目標3

全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり

基本施策

施策の方向性

こども・若者の相談・支援体制の充実

こども・若者が抱える不安や悩みについて、相談支援の体制を充実させるとともに、悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることができる人を増やすための活動を行います。
困難な問題を抱える女性やひとり親家庭、障がいのあるこども・若者などを様々な主体と連携しながら支援や助言を行います。

児童虐待防止とDV対策

予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援の提供を図ります。
また、児童虐待相談の受理件数の増加に対し、早期発見・早期対応を継続して行うために、相談援助の体制強化や専門性の向上を図るとともに、DV防止の取組と連携協力して、DV被害者の早期発見と支援を行います。

障がい等のあるこども・若者への支援

障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者について、早期の気づき・支援につなげるための取組を行うとともに、医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応を含め、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加のために必要な力を培うことができる教育・保育体制の整備を行います。

こどもの貧困の解消に向けた対策

貧困の状態にある家庭の経済的負担を軽減するための取組や、貧困の状態にあっても十分な学習機会や豊かな経験が得られるようにするための学習支援、修学資金の貸付などに取り組みます。
また、ひとり親家庭の経済的な自立に向け、ひとり親等が就職に有利な資格を取得するための修業等を行う際の経済的負担を軽減するほか、就職のための支援を行います。

3 計画の推進体系

基本目標3

全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり

基本施策	目標指標	R 5 現状値	R11目標値
こども・若者の 相談・支援体制の充実	こども相談の解決率	なし (令和6年度に開始 した事業のため)	100%
児童虐待防止と DV対策	虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率	(確認中)	100%
障がい等のある こども・若者への支援	乳幼児総合診査から療育につながったこどもの割合	99.5%	99.5%
こどもの貧困の 解消に向けた対策	児童扶養手当の受給資格者数に占める 支給停止者数の割合(3月末時点)	13.2%	(調整中)

3 計画の推進体系

基本目標 4

地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり

基本施策	施策の方向性
子育ての不安を軽減するための支援の充実	子育てに関する相談支援体制の充実により、妊娠、出産、子育てに関する不安や孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、こどもの成長に喜びや生きがいを感じながら、こどもの育ちを支えることができる環境づくりを進めます。
子育てのための経済的支援の充実	妊娠・出産・子育て期にわたり、母子の健康の保持・増進を図り、子どもを生み育てる環境を充実させるための経済的支援を行うとともに、医療費の負担軽減、障がいのある子ども・若者が必要な医療・介護等を受けるための支援のほか、貧困の状態にある家庭における貧困の解消に向けた取組を行います。
地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	地域社会における様々な主体による子育て応援の活性化に向けた取組を行うとともに、子ども・若者の育成支援や見守り体制の充実など、地域ぐるみで子育て支援を推進していくための体制づくりを行います。

基本施策	目標指標	R 5 現状値	R 11 目標値
子育ての不安を軽減するための支援の充実	妊婦健康診査受診率	98.9%	98.9%
	3歳児健康診査受診率	100%	100%
子育てのための経済的支援の充実	医療費助成の1人当たりの給付金額	29,235円	29,235円
	こども食堂が開設された小学校区数	19小学校区	39小学校区
地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	こどもまんなか応援サポーターへの参加数（累計）	なし	100(人・者)

3 計画の推進体系

基本目標 5
全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる
環境づくり

基本施策

施策の方向性

こども・若者の権利の
理解と尊重の促進

こども・若者の権利について、こども・若者自身と大人が理解し、こども・若者の権利を尊重する行動を促進するため、こども・若者や大人への周知啓発を図るとともに、こどもまんなか社会の趣旨に賛同する個人や団体・企業を増やすための取組を行います。

こども・若者の
意見表明の機会づくり

こども・若者が、まちづくりやこども・若者の居場所づくりなどに参加し、意見を出し合いながら、主体的に取り組む活動を活性化するとともに、こども・若者が、地域での活動やこどもが関わる施設等における活動に主体的に参加することができる機会の創出を図ります。

権利侵害の防止と
侵害からの救済

こども相談室などの相談機関において、いじめや児童虐待等のこども・若者の権利侵害に関する相談を受け、権利侵害からの救済のための支援につなげることができるように、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、一人ひとりのこども・若者に寄り添った活動を行います。
さらに、権利侵害の防止のため、関係機関との連携により、こども・若者の置かれている環境を改善するための体制の見直しや、こども・若者や保護者等の様々な不安や負担の軽減に取り組むとともに、個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を進めます。

基本施策	目標指標	R 5 現状値	R 11 目標値
こども・若者の権利の 理解と尊重の促進	こどもまんなか応援サポーターへの参加数（累計）	なし	100(人・者)
こども・若者の 意見表明の機会づくり	こどもみらいファンドによる取組件数	なし	5 件
権利侵害の防止と 侵害からの救済	こども相談の解決率	なし	100%
	認知したいじめが解消した割合	小学校 98.8% 中学校 98.2%	小学校 100% 中学校 100%
	虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率	(確認中)	100%

4 教育・保育等に関する需給計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の「教育・保育」と、「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容）を定めます。

各事業の「量の見込み」は、本市が令和6年2月～3月に実施したニーズ調査によって把握した調査結果や、現在の実績、推計人口の推移などを踏まえて算出しています。

2 教育・保育の提供について

(単位：人)

認定区分	年齢等		区分	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
1号認定こども【教育】 (幼稚園・認定こども園)	満3歳以上で保育の必要がない就学前のこども		量の見込み(①)	2,274	2,121	1,991	1,881	1,848
			確保方策(②)	2,418	2,418	2,418	2,418	2,418
			差(②－①)	144	297	427	537	570
2号認定こども【保育】 (保育所・認定こども園)	3歳以上で保育の必要の認定を受けた就学前のこども		量の見込み(③)	3,011	2,799	2,641	2,493	2,436
			確保方策(④)	4,101	4,101	4,101	4,101	4,101
			差(④－③)	1,090	1,302	1,460	1,608	1,665
3号認定こども【保育】 (保育所・認定こども園・ 地域型保育事業)	3歳未満で 保育の必要 の認定を受 けた就学前 のこども	0歳児	量の見込み(⑤)	890	862	834	806	779
			確保方策(⑥)	930	930	930	930	930
			差(⑥－⑤)	40	68	96	124	151
		1歳児	量の見込み(⑦)	1,058	1,072	1,039	1,003	971
			確保方策(⑧)	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199
			差(⑧－⑦)	141	127	160	196	228
		2歳児	量の見込み(⑨)	1,060	1,019	1,030	993	963
			確保方策(⑩)	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
			差(⑩－⑨)	291	332	321	358	388

4 教育・保育等に関する需給計画

3 地域子ども・子育て支援事業の提供について

延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業について、各事業の「量の見込み」に対して、計画期間内で必要供給量をそれぞれの事業の考え方にしたがって確保します。

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延長保育事業 (単位：人)	量の見込み(①)	3,537	3,367	3,238	3,093	3,012
	確保方策(②)	3,890	3,704	3,561	3,402	3,313
	過不足(②－①)	353	337	323	309	301
一時預かり事業（幼稚園型以外） (単位：人日)	量の見込み(①)	3,421	2,887	2,695	2,533	2,479
	確保方策(②)	15,660	15,660	15,660	15,660	15,660
	過不足(②－①)	12,239	12,773	12,965	13,127	13,181
一時預かり事業（幼稚園型） (単位：人日)	量の見込み(①)	115,673	107,526	101,399	95,624	93,697
	確保方策(②)	115,673	107,526	101,399	95,624	93,697
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－
地域子育て支援拠点事業 (単位：人)	量の見込み(①)	44,771	45,114	45,453	45,793	46,132
	確保方策(②)	75,001	75,001	75,001	75,001	75,001
	過不足(②－①)	30,230	29,887	29,548	29,208	28,869
放課後児童健全育成事業 (単位：人)	量の見込み(①)	2,183	2,234	2,284	2,334	2,384
	確保方策(②)	2,382	2,424	2,466	2,508	2,550
	過不足(②－①)	199	190	182	174	166
病児保育事業 (単位：人日)	量の見込み(①)	2,883	2,750	2,648	2,529	2,462
	確保方策(②)	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	過不足(②－①)	2,877	3,010	3,112	3,231	3,298
ファミリー・サポート・センター事業 (単位：人日)	量の見込み(①)	1,451	1,392	1,332	1,272	1,216
	確保方策(②)	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510
	過不足(②－①)	2,059	2,118	2,178	2,238	2,294
子育て短期支援事業 (単位：人日)	量の見込み(①)	230	219	211	201	195
	確保方策(②)	230	219	211	201	195
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

4 教育・保育等に関する需給計画

3 地域子ども・子育て支援事業の提供について

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
妊婦健康診査事業 (単位：回)	量の見込み(①)	19,201	18,565	17,953	17,403	16,816
	確保方策(②)	19,201	18,565	17,953	17,403	16,816
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－
乳幼児家庭全戸訪問事業 (単位：人)	量の見込み(①)	1,543	1,492	1,442	1,398	1,351
	確保方策(②)	1,543	1,492	1,442	1,398	1,351
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－
養育支援訪問事業 (単位：回)	量の見込み(①)	513	528	542	556	570
	確保方策(②)	513	528	542	556	570
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－
子育て世帯訪問支援事業 (単位：回)	量の見込み(①)	218	209	200	191	183
	確保方策(②)	218	209	200	191	183
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－
利用者支援事業	量の見込み(①)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保方策(②)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

5 計画の推進体制

1 附属機関等による点検・評価の実施

本計画の推進に当たっては、全ての市民が、こどもまんなか社会の実現と、こども・若者の権利の重要性についての共通認識を持ち、実践していく必要があります。このことから、**学校、保育所、幼稚園、認定こども園などのこども・若者と接する施設のほか、市民やNPO、地域団体などの関係団体との連携**を深めながら、施策の推進に当たります。

また、附属機関である「（仮）盛岡市こども未来会議」に**毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に生かしていきます**。実施状況の報告時には、成果指標の達成状況のほか、基本目標・施策ごとの取組状況を中心に点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

2 庁内での推進体制

本計画に掲げる施策や事業が、組織ごとに縦割りの実施とならないよう、こども施策に関する庁内の推進組織である「（仮）盛岡市こども未来連絡会議」にて、毎年度、実施状況の進捗管理を行うほか、日常的に、**関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内が一体となって、本計画を推進します**。